

防衛医科大学校病院規則第2号

防衛医科大学校内科・外科別診療体制規則を次のように定める。

平成18年3月31日

防衛医科大学校病院長 早 川 正 道

防衛医科大学校病院内科・外科別診療体制規則

改正 平成23年12月27日規則第7号
平成24年 3月30日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院に置かれる診療科のうち内科及び外科の組織並びに運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部門)

第2条 内科及び外科に、次に掲げる部門を置く。

内科1部門

内科2部門

内科3部門

外科1部門

外科2部門

外科3部門

(診療科)

第3条 内科及び外科部門に、別表に掲げる診療科を置く。

(部門長)

第4条 部門に、部門長を置く。

- 2 部門長は、教官をもって充てる。
- 3 部門長は、病院長が指名する。
- 4 部門長は、診療科部長の命を受け、部門の事務を掌理する。
- 5 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 部門長と診療科部長は併任を妨げない。

(診療科長)

第5条 診療科に、科長を置く。

- 2 診療科長は、講師以上の教官をもって充てる。
- 3 診療科長は、病院長が指名する。
- 4 診療科長は、部門長の命を受け、科の事務を掌理する。
- 5 診療科長と部門長は併任を妨げない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 区 分 | | 診 療 科 |
|--------|-------|-----------------------------|
| 内 科 | 内科1部門 | 循環器内科 腎臓・内分泌代謝内科 |
| | 内科2部門 | 消化器内科 感染症・呼吸器内科 |
| | 内科3部門 | 血液・膠原病アレルギー内科 神経・抗加齢血管内科 |
| 外 科 | 外科1部門 | 上部消化管外科 下部消化管外科 |
| | 外科2部門 | 心臓・血管外科 呼吸器外科 |
| | 外科3部門 | 肝・胆・膵外科 乳腺・内分泌外科 小児外科 |